

令和6年9月定例会
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和6年9月5日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和6年9月5日(木) 午前8時59分
散 会 日 時	令和6年9月5日(木) 午後3時34分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	小 泉 晋 史
委 員	秋 谷 修 織 田 京 子 金 子 雄 一 矢 島 洋 文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 5 号	町の区域を新たに画することについて	原案可決
第 7 6 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 7 8 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 1 号	令和 6 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 2 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定
第 8 4 号	令和 5 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	認定
第 8 6 号	令和 5 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	認定
第 8 7 号	令和 5 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	認定
第 8 9 号	令和 5 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	認定
第 9 0 号	令和 5 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	認定

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	矢 部 正 樹
都市建設部副部長	堀 岳 夫
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	山 崎 淳 一
都市建設部参事兼市街地整備課長	秋 山 信 行
都市建設部参事兼道路課長	小 林 勝
建築住宅課長	中 島 隆 晶
都市計画課・産業団地プロジェクト副参事	島 田 幸 男
道路課副参事	山 崎 忠 義
道路課副参事	酒 井 孝 之

（上下水道部）

上下水道部長	中 根 治 人
上下水道部副部長	大 堀 勝 彦
経營業務課長	伊 藤 正 一
水道課長	山 崎 眞 也

下水道課長
経營業務課副参事
水道課副参事
下水道課副参事

田 口 裕 一
矢 澤 恭 子
大 網 岳 志
田 中 希

吹上支所長
川里支所長

田 島 盛 明
山 縣 一 公

書記 森 田 慎 三
書記 藤 平 美由紀
書記 大 谷 直 樹

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) それでは、ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と織田京子委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第75号 町の区域を新たに画することについて、議案第76号 市道の路線の廃止について、議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分、議案第81号 令和6年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第84号 令和5年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第86号 令和5年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第87号 令和5年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第89号 令和5年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議案第90号 令和5年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についての議案10件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第76号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第75号、議案第78号、議案第81号について、各議案ごとに執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議案第82号の一般会計決算認定については、歳入歳出を一括して審査を行い、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議案第84号、議案第86号、議案第87号、議案第89号及び議案第90号について、各議案ごとに執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算及び決算については、予算書及び決算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくようお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第76号について、執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。議案第76号は、市道の路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

それでは、ご説明いたします。初めに、図面ナンバー1、市道廃止図を御覧ください。市道B-250号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字中間1037番1地先とし、終点を鴻巣市滝馬室字中間1038番1地先とします。幅員0.91メートル、延長60.94メートルの路線で、市有財産処分に伴い廃止するものです。

続きまして、図面ナンバー2、市道廃止図を御覧ください。市道C-532号線でございますが、起点を鴻巣市大間1丁目131番1地先とし、終点を鴻巣市大間1丁目130番1地先とします。幅員1.82メートル、延長21.99メートルの路線で、市有財産処分に伴い廃止するものです。

続きまして、図面ナンバー3、市道廃止図を御覧ください。市道J-588号線でございますが、起点を鴻巣市笠原字永井戸1410番3地先とし、終点を鴻巣市笠原字永井戸1412番地先とします。幅員4.00メートル、延長25.57メートルの路線で、開発行為に伴い廃止するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時05分)

◇

(開議 午前9時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時05分)

◇

(開議 午前11時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第76号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) それでは、議案第76号 市道の路線の廃止について質疑させていただきます。

今日の現場も見させていただいたのですけれども、自分用に公然と使われているケースもあったかと思うのですけれども、もし相手方から時効の援用の手続が取られた場合、民法の取得時効というのは、この市道に関しては認められるのでしょうか。まず、お伺いします。

(都市建設部参事兼道路課長) それでは、お答えいたします。

民法162条1項、2項のほうで10年、20年という時効取得が書かれております。その中で、今回見ていただきました道路として公の目的に供されている場合には時効取得は成立することはないという原則の下、長年の間、事実上公の目的に供されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失し、その道路上に他人の占有が継続した際、公の目的が害されることもなく、その道路を公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合には時効取得が可能な場合がありますというふうに判例の中でございました。

その中で、時効取得が可能な場合の判例の例としまして、田畑や水路があるようなのですけれども、最高裁の昭和51年12月24日の判例をちょっと調べたのですが、そのときに、まず内容が、こちら水路だったのですけれども、公図上水路として表示されている国有地について、古くから水田あるいは畦畔に造り替えられた、あるいは畦畔の一部となり水路と

しての外観を全く喪失しており、このような場合には黙示的に公用が廃止されたものとして取得時効の対象となり得るという中で、ただ簡単には取得時効を認めていないという判決がございました。という、訴訟という手続が必要になってくるかと思うのですけれども、訴訟には多額の費用と長い時間がかかり、あまり現実的ではないかなというふうに考えることから、市としましては、公共用財産として不要な土地については、相談者と調整して払下げの方向に進めていきたいと考えております。以上です。

（矢島）今お話があったとおり、状況によっては民法の取得時効が認められるということでしたけれども、今日現地を見させていただいて、1か所については払下げ200万程度という話も聞きましたけれども、200万払うくらいだったら、やはり時効の援用の手続、裁判所のほうに申立てをして取得をしようではないかという考えの人も出てくるのではないかな。もしもっと大きな土地が今回のケースのように平穏と公然と所有の意思を持って、もし使われているとすれば民法の取得時効の適用というのは受けられるのではないかな。今日皆さんも御覧になって、よく分かったと思いますけれども、あれどう見ても平穏かつ公然に自分のものとして使っているとしか思えない土地、お寺を除いてですけれども、そういったケースが間々ある。そういうところに関しては、積極的にセールスを行わない、払下げはどうかというような調整は積極的には行わないというふうに以前も答弁をいただいています。もちろん莫大な量のそういった赤道ですとかあるのは分かっているのですけれども、反面、それを、法律どおりなのですけれども、悪用される可能性も出てくることも想定ができると思うのです。さっき言ったように、時効の援用の関係で、所有の意思を持って平穏かつ公然に使っていたのだという主張されたときに、市としてはその土地を手放さなければならない、法的に。という、これはどうなのでしょう。財産をしっかりと管理しなければならないという行政としての目的を果たさなくなってしまうのではないかなというふうにも思います。かといって、では大規模な土地だけをピックアップして使用者と相談をする、調整をするというのも莫大

な事務量がかかるというのも想定できるのですけれども、その辺はどういうふうにバランスを取って、今後市有地についての払下げについては対応していくのかな。あくまでも使用者からの申出でしか対応していかないのかなのかというところを確認をさせていただきたいと思います。

それと、もし今回の市道の廃止が認められた場合なのですけれども、議決後の手続について、どの段階で払下げを受けた土地の使用収益が開始できるのか。要はいつから所有者がその土地を使用できるのか。所有権移転の登記が済んだら、もうすぐ使用収益が開始できるのか、それとも議決を得たらすぐ使用収益が開始できるのかとか、その辺のちょっと細かい手続について説明をしていただきたいと思います。

あとは、所有権移転の原因日というのはいつになるのかということも併せて伺います。

以上です。

（都市建設部参事兼道路課長）委員さんのご指摘のとおり、確かに莫大な金額がかかってくるものに関しては、そういうお考えの方も、悪意であるのかなという気はします。そこら辺も踏まえまして、ただやはり今の現状、延長が1,146キロある中で、その把握というのはなかなか難しいという中がありますので、今後その維持管理についてはちょっと検討しながら動きたいと考えております。

あと、今回廃止させていただきましたその後の、議決後の手続になりますけれども、まず議決いただきましたらば用途廃止の告示を行います。その後、告示後2か月間は管理期間がございます。その2か月間たった後に、今度表題登記、土地売買契約書の作成、その後うちのほうの事務処理になりますが、市長の決裁受けまして、売買、払下げの金額の納付という形になります。納付をいただいたときに、こちらで初めての売買契約書のほうをお互いに交わさせていただきます。その後所有権移転登記という形になります。

実際に使用ですか、使用できるというのが、こちらのほうで今考えていますのが売買契約、契約書が成立した時点でそのような形で動かれる、

移転原因日はなるかと思えます。

以上ですけれども、よろしいでしょうか。

(矢島) 所有権移転の原因日というのは、契約書を取り交わした日にちということでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 契約書を取り交わした日とさせていただきます。

(秋谷) 76号の滝馬室の中間の土地と……

(委員長) マイクを近づけて。

(秋谷) 滝馬室の中間の土地と大間の1丁目の土地についての一応平米単価を聞いておきましょうか。

あとは、その取得の金額、それをそれぞれお願いします。

(都市建設部参事兼道路課長) まず、滝馬室のほうのB-250号線に関しましては、面積が49.06平米、確定ではありませんが、払下げの金額が約77万円の試算をしております。

続きまして、C-532号線、大間のほうの敷地面積ですが、こちらが約36.61平米、こちらも資産管理課に伺っておりますが、約190万円というふうに伺っております。

以上です。

ごめんなさい、何か答弁漏れで。すみません。単価のほうですね、ごめんなさい。単価のほうは、滝馬室のほうは1平米当たり1万5,700円となります。大間のほうは1平米当たり5万2,200円という形で積算させていただいております。

以上です。

(秋谷) J-588号線については、ちょっと話を聞いている中では、市道の認定はされているのだけれども、所有権自体は市の所有でなくて、お寺の関係の知り合いみたいなことをちょっと耳にしましたけれども、その辺りのご事情というのかな、今までの私の経験だと、基本的に、市道の認定はされていたけれども、日常的な管理を行うのを何かしらの事情ですることができなくて、その土地を一体利用するときに申請者のほうから情報が入って、それでその払下げをするという流れだったと思うの

ですけれども、今までの大体の廃止のパターンは、今回については、市の所有ではない土地であるにもかかわらず市の認定は一応受けているという辺りの事情がちょっとまだのみ込めていないので、できれば詳細な説明をいただけたらというふうに思います。

（都市建設部参事兼道路課長）東光寺の周辺の道路なのですけれども、以前、平成19年に一度、J-588号線と、こちらにはないのですけれども、J-587号線というのが同じような境内の中に接続した道路がございました。平成19年にその一つ、J-587号線、参道を通っていた道路を廃止し、払下げをしている経緯を確認しております。そのときに通り抜けの機能がなくなってしまうために……そのときに通り抜けるようにということで、平成3年に今回廃止しますJ-588号線を認定をかけたように伺っております。その土地の所有の関係なのですけれども、その当時、ちょっと資料が残っていないのですが、当時の土地所有者の承諾を得て、私道に認定、個人所有の土地、東光寺の関係なのですけれども、東光寺の関係者の土地を認定していると。こちらが所有名義はそのままで、使用承諾のまま道路法の認定をかけているという経緯があったそうなのですが、調べたところ、そこまでしか分からなかったです。

（織田）すみません、ちょっと参考に。この測量代というのは、多分その持ち主が払うと思うのですが、大体幾らぐらいかかるのか教えていただけますか。

（都市建設部参事兼道路課長）測量代というのは、払下げに関する土地の測量ですよ。

（織田）はい、そうです。

（都市建設部参事兼道路課長）やはり面積に応じて違うのですけれども、大体……

（織田）1つずつ教えていただいてもいいですか。

（都市建設部参事兼道路課長）測量のほうは、実際には払下げの原因者が行っておりますので、こちらでは把握していない状況です。

（織田）それはもう払下げの本人と測量士さんとの間の話合いで、そこに市は全然タッチしていないということなのですね。

(都市建設部参事兼道路課長) はい、そういうことです。

(金子) 先ほどの、1点目がB-250号線とC-532号線ということで、先ほど1平米当たりの単価ということで話がありましたけれども、これ当然近隣の土地とかの単価を参考にしていらっしゃると思うのですけれども、あと調整区域とか市街化の色分けとかもありますから、それを総合的にしてあるということで、大体ここら辺の単価ということになると、やはりではここ、例えば土地によって少しずつ変わるのかどうか。地域によって、大体このくらいだよというふうな算定の仕方をしているのか、ちょっとお聞きいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) こちらの払下げ単価の根拠ですけれども、地価の公示価格や路線価を基に積算をさせていただいております。以上です。

(金子) そうしますと、ちょっと単価的に見ると非常に、当然だとは思いますが、調整と市街化とか、このくらい差があるのかなとは思いますが、やっぱりちょっと疑問なのが、そういうふうな申請者から払下げと希望がない限りできないとなると、これ結構市街化のところについては非常に大盤振る舞いというか、收入的にも厳しいものがあるのかなと。厳しいというのは、財政的にもこれだけのものがただけのでしたらば整理してしまったほうがいいのかなというのも一つの考えかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 先ほども申し上げましたが、なかなか現実的には難しいような状況でございますが、今後いろいろと検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

(金子) では、最後ですけれども、今の検討していただけるということなのですが、それこそ町なかということで考えると、田舎のほうが少しこういう点は、調整区域とか、所有しているというか、多いと思うのですけれども、町なかとかを考えると結構あるのでしょうか、実際。その点ちょっとお聞きいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 私の感覚でよろしいですか。

(金子) はい。

(都市建設部参事兼道路課長) 台帳図等見ているときに、やはり調整地のほうが恐らくあるのかな。ごめんなさい。調整区域のほうが多くあるのかなという感覚はございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第76号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 町の区域を新たに画することについて、これについて執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、議案第75号 町の区域を新たに画することについて説明させていただきます。

これは、広田中央特定土地区画整理事業により道路及び水路が整備されたことから、換地処分後の整備された道路界等をもって新たな町の区域を画し、町名を広田中央1丁目及び広田中央2丁目とすることについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 議案第75号について質疑をさせていただきます。

画数の変更前の件数と変更後の件数について、まずお伺いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 画数につきましては、従前というのは画数という表現がないのですが、新たに新しい画数ということによってよろしいでしょうか。

(矢島) 従前には画数という概念がなかったということで、では従前の筆数は分かるのでしょうか。もし分かりましたら、従前の筆数と変更後の、変更後というか、今度条例案を出している画数についてお聞かせいただきたいと思います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。まず、従前の画数につきましては、今回変更調書に記載されております筆数といたしまして、合計で約830筆となっております。それと、従前後と申しますか、新しい町界町名後の変更となった後の画数ですが、こちらにつきましては広田1丁目(P.16「広田中央1丁目」に発言訂正)が画数といたしまして約290画地、広田2丁目(P.16「広田中央2丁目」に発言訂正)につきましては約270画地となっております。

以上です。

(矢島) 830筆が1丁目、2丁目合わせて560画地となるということですがけれども、変更前の筆と変更後の画地について、どのように突合させているのか。要は全く漏れがないのか。漏れを防ぐためにどのような手続を取っているのか。デジタル化が非常に進んでいる今ですから、まさか人が一つ一つやるとは思えませんが、どのようなチェック体制を取って漏れのないように行っているのか、新たな画の設定を行っているのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えいたします。

現在発注しております町界町名変更図書作成業務委託の中で、まず権利調査により区域内の土地の登記簿、公図の調査を行い、従前図に町界町

名変更箇所を重ねた区域明細図を作成し、変更対象となる地番を確定します。この確定した地番一覧により一筆調書及び変更調書を作成し、町界町名変更の事務手続上必要となる図書を作成するための業務をまずコンサルにて行っております。このコンサルからの成果物を、今度市街地整備課、こちらの職員のほうで確認をし、最終的には総務課の職員によって確認をしているため、何重ものチェックをしていることから、対応漏れはないと考えております。

（矢島）この町の区域を新たに画することについての縦覧というのを行うのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）縦覧については、特に行う予定はございません。あくまでも公告を行って告示を行っていくということがありますので、縦覧は考えておりません。

（秋谷）ちょっと初歩的なことからお伺いしますけれども、今度広田中央1丁目、2丁目というふうな名称というのかな、なるわけですけれども、要は住居表示の表示になると言ったらいいのかな、住民票上は。その住居表示でいくと、例えば何丁目何番何号という形が1つと、もう一つは丁目がなくて番号の住居表示があるではないですか。ここは丁目で何番何号という住居表示だろうと思われるのですけれども、その違いというのはもし分かったら教えてもらいたいのですけれども。丁目を振る、振らないの違い。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、お答えいたします。まず、住居表示という表現なのですけれども、今回、区画整理事業におかれましては住居表示という表示は使用しないというような形になっております。まず、これにつきましては既に区画整理事業によって地番が順序よく振られることとなりますので、必然的に地番が整備されると。そのようなことから、今までの住居表示というものにつきましては、地番が底地が何千番台とか、そういった上に何丁目何番地という、住宅に振り分けられるものが住居表示と考えております。ただ、今回、区画整理事業につきましては、既に地番が整理されますので、その上に住居表示も一緒という形となりますので、住居表示という表現ではなく、あく

までも地番がそのまま住居と同じ表記に整理されるということで、そういったメリットがあることから、住居表示を使わなくてもこういった地番が整備されるといったことになるのですけれども。

（秋谷）よく町名が変わると住民の方々からすると、例えば郵便物の問題であったり、あるいはいろんな自分の証明書類やらを変更しなければならない、そういう手間をおかけすることがあったと思うのですけれども、このたびの議案については、そういう住民の方々には何かしらお願いするようなことというのはないのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）今回、住所も新しくなるということで、まず市の職権で対応できるもの、住民票とか戸籍、こういったものにつきましては市のほうで対応できるのですが、それ以外につきましてはやはり皆様に対応していただく、手続をしていただくこととなります。運転免許証なり金融機関の手続、勤務先への手続、いろんなものが出てくるのですが、こういった具体的な手続の内容に関しましては、換地処分の時期に合わせ、ご案内をさせていただこうと考えております。以上となります。

（秋谷）お住まいの方々にアンケートを取って、この広田中央1丁目、2丁目という名称に決定したと思うのですけれども、そのアンケートを取った際に、そういういろいろな住民の方々から変わることに何かしら要望みたいなものってなかったですか。あるいは疑問というのかな、もしそういったものがあれば、あったのだったら報告をお願いしたいのですけれども。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）町名変更に当たりまして、先ほど申しましたように各種の住民への手続、こういったものがやっぱり弊害が出てくるのかなと考えております。こちらにつきましては、換地処分前に、先ほど申しましたとおりご案内をさせていただくとともに、周知をかけていきたいと考えております。今回、新しい町になることによって、訪問者が目的地を容易に探すことができたり、郵便や宅配の誤配が少なくなったりとか、緊急車両が早く到着できるなど、そういった生活の利便性の向上が図られますので、そういった利点を住民の方に周知し

ていければなとも考えております。

以上です。

（秋谷）せっかく川里の支所長さんがいらっしゃるので、支所長さんにもしお答えをお願いできたらいいかと思うのですけれども、実際に住民の方々から支所に対して何かしらそういう町名変更についてお話というのは来ているものですか。

（川里支所長（副部長級））お答えします。

今のところ、私が知る限りではそういったお話は聞いておりません。

以上です。

（小泉）住所が変わることによって郵便物、郵便局とかそういうところの連携というのですか、住所が変わる本人は分かると思うのですけれども、これから年賀状を出されたりとか手紙を出す側は住所の変更が分からない人もいると思うのですけれども、そういう人たちというのは、住所が変更したときに郵便局で手続をする必要があるのか、そういう郵便局との連携というのはどういうふうになっているのかを伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）新しい町名になることで、まず郵便番号も新しく変わることとなります。今後、これにつきましては郵便事業者と協議を行っていきますが、またそういった番号が変わった時点でやはり住民の方への周知は心がけていきたいと考えております。

以上です。

（小泉）そうすると、要は送る側は変わったことが分からないことがあると思うのですけれども、そういうときは旧地名でもそのお宅に届くような連携というの、そういうのはあるのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）そこら辺も含めまして今後郵便事業者と協議、調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第75号 町の区域を新たに画することについて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) それでは、議案第78号、14ページ、15ページの通学路の安全対策についてお伺いをします。

これは全て一般財源で賄うということだと思うのですが、財源確保に向けた取組、どのような検討がされたのでしょうか。その上で全て一財でやらなければならない、その理由についてお伺いします。

(道路課副参事) お答えします。

こちらの通学路安全対策工事は、小谷小学校の通学区域変更に伴う舗装修繕工事等になります。こちらにつきましては、自治振興課、教育総務課、警察等と協議をいたしまして工事内容を決定し、舗装工事のほか、グリーンベルトの設置、ポラードの設置などの工事を行います。こちらにつきましては、令和5年度に工事の計画をしておりまして、令和7年度からの通学区域の変更ということで、小谷小から箕田小のほうに通学区域が変更になることから舗装工事をやるものですが、令和5年度の段

階では警察との協議が確定していませんでした。その後、令和6年度に入りまして警察との協議を進めて工事内容を確定して、今回の補正予算になったものでございます。そのことから、当初予算で現在100万円を計上いたしましたが、不足分として約280万円を計上したもので、それに合わせて予算のほうも今回一般会計予算のほうから歳出して工事内容を支出するということで予算のほうを計上いたしました。

簡単ではございますが、説明は以上です。

(矢島) 全然特財のほうはつかなかったのでしょうか。当初予算のときに計上した工事費についても全て一般財源だったのでしょうか。すみません、私ちょっと当初予算書がないので分からないのですけれども。

(道路課副参事) こちらの工事内容につきましては、内容が確定しておりませんでしたので、そのことから一般財源で工事のほうを行う。補助金のほうが内容的に分からなかったものですから、申請ができなかったということで、一般財源ということになります。

以上です。

(矢島) 工事の内容が確定したわけですから、その確定した工事内容をもって財源の確保に当たるべきなのではないでしょうかと思いますが、見解を伺います。

(道路課副参事) お答えします。

予算につきましては、国のほうの補助金等につきましては年度当初のほうで割り振りを決めております。その中で今回の工事をまだ確定していなかったものですから、入れませんので、ほかの財源としましては市の一般財源という形になるものでございます。

(矢島) しつこくて恐縮ですけれども、補正予算書を見ても、補正であるにもかかわらず財源、特財がついているものも多々あるかと思えます。補正だから特財のほう認められないということはないのではないかなというふうに私は思うのですけれども、再度見解を伺います。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時42分)

◇

(開議 午前 11 時 42 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼道路課長) 私のほうから答弁させていただきます。今回の通学路整備なのですけれども、本来こちらの交通安全対策補助制度というのが国のほうにございます。こちらのほう、令和3年度から令和8年にかけての補助金がございますが、こちらの中にこの小谷小学校の通学路については位置づけていないために補助金の対象となりません。例年やっている通学路といいますか、安全対策に関してはそちらの補助制度を使って行っております。

以上となります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 43 分)

◇

(開議 午後 零時 59 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市街地整備課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 発言の訂正をお願いいたします。議案第75号 町の区域を新たに画することについての矢島委員の質疑の中の画数の数のところですが、広田中央1丁目、広田中央2丁目と発言するところを広田1丁目、広田2丁目と発言してしまいました。おわびして訂正申し上げます。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続きまして、道路課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 先ほど道路の廃止の関係で秋谷委員からご質問いただきました東光寺の件について補足説明をさせていただきます。

東光寺の案内図のほうをちょっと御覧いただいてよろしいでしょうか。ナンバー3の市道廃止図になります。こちら、今回J-588号線の関係ですが、J-588号線は平成3年に認定される前に、山道部に通る袋地道路であったJ-587号線、この587号線がこちらの地図でいきますと、西浦用水路のほうから東光寺さんに向かって1本ちょっとクランクしている線があるかと思えます。そちらのほうの道路が587号線となります。これを通りまして、通り抜けると、これがもともと突っ込み、袋地道路だったのです。こちらのほうを通り抜けようとするため、所有名義を市に移さずに、使用承諾のままこちらのほうの588号線の認定を平成3年に行っておりまして。その後、平成19年にこちらの山道部に入るJ-587号線が廃止されたことによって、現在までJ-588号線は袋地道路として取り残されてきました。今回、こちらの敷地の一体利用の申出によりまして、今回こちらのほうを廃止するという事になっております。

以上です。

(委員長) それでご理解願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

(金子) では、何点か質問いたします。

1点目が補正ということで23ページですけれども、道路課の市道舗装等の整備事業補助金についてでございますけれども、これで、使いにくい補助金だと思うのですけれども、この前の何か答弁の中では5年間でゼロ件ということで、その今までの利用実績と、これ補助しにくい何か理由とか、それとも実態とか、その状況等が分かれば教えていただければと思います。

(道路課副参事) お答えいたします。

利用実績なのですけれども、さきの一般質問の答弁では、過去3年においてということで、課長、実績ありませんとの答弁をいたしました。平成9年に制定されて、25年以上経過しておりますが、ちょっと資料をうちのほうも確認したのですけれども、平成9年からの資料がもう存在しておりませんので、ちょっと確認はできないのですけれども、道路課を

経験した在職職員とかに確認しました。その中で、その補助金を交付したとの話もちょっと今時点では伺ってはおりません。

あとは、この制度がなかなか使われないというところに関しましては、ちょっと臆測なのですけれども、皆さんが費用を持ち寄ってうちのほうが補助金を交付するような状況ですので、1人の意見ではなく、皆さんの承諾を得ないと、道路環境をよくするとか、そういう費用面での皆さんの総意がないと、この事業、補助金ですか、これの使用、使い方もちょっとないのかなというのを感じます。

以上です。

(金子) ちょっと今の確認ですけれども、これ1人の人の申込みというか、申出ではなくて、今みたいに共同のということで、というふうな感じのものが前提になっているわけですね。そうすると、1人が、では例えば大地主というか、その人が全部自分でやるよというところも出てくるのかなと思うのですけれども、その点はいかがなものでしょうか。

(道路課副参事) 今回は、私道8軒で持っておりまして、その8軒の皆さんが、今回の申請書の書類の中でも私道権利者の承諾書というものを頂いて、皆さんが同意したというところで申請がなされております。

以上です。

(都市建設部参事兼道路課長) すみません。ちょっと補足を説明させていただきます。

私道の補助金の整備要綱の中で、その条件としまして幅員4メートル以上かつ延長15メートル以上で、5戸以上の家屋が接しているというような条件がございまして、1世帯ですとちょっと対象にはならないという条項になっています。

以上です。

(金子) そうしますと、例えばその説明でいくと、1世帯の人は100メートル私道を持っていると、極端に言えば、すると、それは自己負担ということが原則になってしまうということによろしいのでしょうか。

(道路課副参事) 原則、1人の持分だとそうなります。

(金子) 了解です。

それでは、その下の23ページですか、の市街地整備課のほうの駅東口の整備事業ということで、こちらについては6月に裁判のほうが終結したということで、単純にこれは訴訟事務委託料ということで、先ほどのお話ですと弁護士への支払い費用ということで、それだけなのでしょうか。それとも、あとその訴訟が終わったので、ほかに何か雑費というか、事務処理費用みたいな形の分は含まないのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。今回補正で上げております訴訟料につきましては弁護士費用となっております。この中に実費という形で雑費というような形を含んだ中での訴訟費用を計上しております。また、このほかに着手金としまして事前に払っている金額もございます。この着手金につきましては、241万9,200円ほど先に払っております。今回計上しております704万9,634円が今回の報償金という形で支払っております。

以上となります。

(金子) 分かりました。この支払いについては、承認が得られればすぐにでもお支払いするのだとは思うのですが、これについては時期的にはいつ頃になるのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) これで議決をされまして、その後弁護士さんから請求が上がってきた時点で支払いをしていきたいと考えております。

以上です。

(金子)

(委員長、議事進行の声あり)

(委員長) 議事進行、はい。

(矢島) ただいまの金子委員の発言ですけれども、決算そのものとは…
…

(委員長) 補正。

(矢島) 補正そのものとはちょっと質問の趣旨が違うのではないのでしょうか。今のお話というのは、例えば事業の中身ですとか、そういうところの話であって、話が違うのではないかと思いますので、委員長の采配のほうをよろしくお願いいたします。

(委員長) 金子委員、ちょっとそれは、多分本会議でのあれも削除したりしていますので、それはまた別のところで個人的に聞いていただけますでしょうか。この補正ではちょっと違うかなと思いますので。よろしいでしょうか。

(金子) 分かりました。では、今の結論を求めることはちょっとできませんので、また今お話があるように、議事進行がありましたように、補正のほうの範囲外ということでございますので、内容については取り消してもらっても結構です。ということで、よろしく申し上げます。

(委員長) では、ただいまの金子委員の発言、最後の東口のやつは取り消させていただきますので、ご了承願います。

(諮らなくていいんかの声あり)

(委員長) お諮りいたします。

それでは、ただいまのご発言の取消しの申出について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) では、ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、金子委員、継続されますか。以上ですか。

(何事か声あり)

(秋谷) 23ページです。まず、駅施設等維持管理事業のところの樹木の伐採業務の委託料のところですが、北鴻巣駅の東口か、ケヤキが2本空洞化して、それで倒れて迷惑かけるわけにいかないから、伐採というお話があったのですけれども、本会議の中でも今年伐採して来年あたり抜根みたいな話だったかな、もしかしたら。ちょっとその辺りは私もうろ覚えなので、あれなのですが、その抜根をした後というのは、また別の樹木を植えるのですか。それとも、もう舗装を打ち直して、もう樹木は植えない考えなのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

今回の業務につきましては、まずもって、委員おっしゃるとおり、空洞化によりますことから倒木のおそれがあるということから、伐採をするものということです。抜根につきましては、このタイミングで抜根を行うことによって、他の樹木、根の範囲がどこまで及んでいるかまずもって分からないということから、根が朽ちるのを待ってから抜根するということが現在は考えております。その後の植栽ということでございますけれども、当然緑が若干減少するわけですので、植栽については樹木の選定から始まりまして、必要な時期に抜根後に植栽をする予定ではおりますが、現時点ではどのタイミングでどういった樹木を植栽するかということでは定まっておられませんけれども、いずれにしても植栽のほうは前向きに検討している状況でございます。

以上です。

（秋谷）これは私も分からないので教えてもらいたいのですけれども、北鴻巣の中の樹木を、緑をと言ったほうがいいのか、ある程度植えなければならぬみたいな基準というのがあるのでしょうか。というのは、もう何年も前の話になりますけれども、駅周辺でいつも秋になるとムクドリの被害が、そういう大きな樹木の影響でそこに集まって、明るいとこで餌をついばむために夕方とか集まって、近隣の方にご迷惑をかけるようなお話もあったと思うのです。だから、景観的な問題とか、緑豊かな景観をつくるためには、もちろん樹木をまたあえて植栽し直すという発想になってしまうのかもしれないけれども、その何か基準というのがあるのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

基準については、特段定めはないのですけれども、この駅施設周辺におかれましては緑が少ないのも事実ですので、そういったものは必要に応じて植樹することが望ましいと考えますので、基準は特にないのですが、周りの景観などに配慮した上で対応しているというような状況として捉えております。

以上です。

（秋谷）次は、その下の駅東口整備の訴訟の件なのですけれども、先ほどの質疑のやり取りで、最初の着手金を含めると大体1,000万近くかな、この訴訟にかかったと思われるのですが、私のその訴訟のイメージというのは、当然相手方が敗訴という形になれば、相手側に本来はこういう訴訟の費用というのは請求すべきではないかと思うのですけれども、そういうお考えというのはあるのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）お答えいたします。

今回の部分につきましては、あくまでも弁護士費用という、弁護士にかかる費用ということですので、この中に訴訟部分は入っていないのですが、やはり約8年間という年月がかかった中での裁判でございますので、このような金額ともなっております。今回につきましては、やはり弁護

士費用として約1,000万近くの費用を支出したということとなります。

(秋谷) いや、おっしゃっていることは分からない話ではないのだけれども、結果的にですよ、結果的に訴訟の結果だけを見れば、先方のいろいろな考え方の相違によって税金1,000万損失してしまったわけです。市民の皆さんが、税金を払う側からしてみたら、余計な裁判を起こされて1,000万取られてしまったみたいなの、なくしてしまったみたいなの感じなのです。納税者から見たら、何で裁判を起こされるのだから、行政はそれを取られて終わりなのかよって思うのではないかな。自分も一応納税者なので、自分は思うよ。どんどん、どんどん裁判吹っかけられて、税金は結果的に弁護士さんに流れてしまうみたいな話では、後々困ってしまうことですよ。何かそういったことはお考えにならないのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 秋谷委員おっしゃるとおり、やはり今回につきましてはかなりの金額がかかっております。これに対しまして、また相手に請求すべきかどうかということが出てくるかと思うのですが、現時点では今回の裁判を尊重し、市のほうの意向が受け入れられたということでまずこの裁判が終わったということで、現段階では一連の裁判が終わったということで考えております。ですので、今現在ですと、相手に訴訟の請求をするかどうかにつきましては、この場ではちょっと考えていない状況です。

(委員長) すみません。今考えていないと言ったのですか、最後。もう一回言ってもらえますか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 現時点では、相手に請求するかどうかにつきましてはまだ考えていないということです。請求するかどうかはまだ決めていません。

(秋谷) 全国いろんな自治体も住民の方と色々な訴訟事を起こしていると思うのだけれども、例えばこういう部分の費用に対して今度行政側、結果的に勝訴した側が敗訴した側に対してこの弁護士費用を請求するような裁判事例というのはないのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) あくまでも裁判費用につきましては

は原告、被告側で持つものとなりますので、今回これでまた裁判を起こしたとしても、うちのほうにまた裁判費用がかかってしまうということがございますので、そこら辺をトータルで考えながらいきますと、やはり裁判を起こすとそれだけのお金はかかってくるので、そこら辺も考えながらやはり進めていかなくてはいけないのかなと思っております。

(判例なんかはないかなの声あり)

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 判例につきましては、現段階ではちょっと手元に資料がございませんので、ちょっとお答えができないのですけれども。

(小泉) 15ページの交通安全施設整備事業の先ほど来質問があった通学路安全対策工事の件なのですけれども、本会議場でも武蔵水路の Pasta 屋さんのところから箕田小に行くところの整備ということで説明があったかと思うのですけれども、今回、小谷小から赤見台に行く生徒もいると思うのですけれども、その辺の整備というのですか、旧鴻巣、旧吹上町で、もう年数もたっているのです、それを道路をまたいでいくことになると思うのですけれども、その辺の整備というのはどうなっているのでしょうか。

(道路課副参事) お答えします。

今回、小谷地区のほうから箕田小に行く通学路の変更で補正予算、工事をやることを考えていますが、小谷小からほかの小学校に行くルートにつきましては、今のところ工事の予定は特に考えてございません。

以上です。

(小泉) 鴻巣市のホームページの教育委員会のところのスクールバスの乗降場所及び通学路というところ、資料をちょっと見たときに横断歩道設置予定というところがあるのですけれども、その辺の整備というのは、今後、学校が変わるのがもう来年の3月までだと思えるのですけれども、4月以降か、それまでにそこをやらないと、結局その道路、あそこは県道になるのかな、県道をまたいでいくときに横断歩道があるところなのか、この資料を見ると想定される通学路というのが決まっているのですけれども、そこに横断歩道をこれから新たに、設置予定を含むと書いて

あるのですけれども、これはもうこれから設置をするに当たって、では今回やらないのであれば、次の補正予算でやるのか、その辺のちょっと考えをお聞かせ願えればと思います。

（道路課副参事）今回の工事場所につきまして、横断歩道につきまして警察のほうで施工する計画となっております。それ以外の舗装工事、グリーンベルトとボラードの設置は市のほうで行いますが、あくまで横断歩道は警察の区分となります。

以上です。

（小泉）そうしますと、警察が横断歩道設置するという認識でいるのですけれども、グリーンベルトとかという部分は、小谷小から赤見台に通う子どもたちのためのグリーンベルトの設置とかというのは、今後そういうのは考えているのですか。それとも、そこはもうもともとの、中井とかなのかな、その辺を通っていくから、グリーンベルトが設置をしてあるのか、通学路になる予定だけれども、グリーンベルトを設置する予定はないのか、その辺のちょっと考えもお聞かせ願えればと思います。

（道路課副参事）今回の通学路変更に伴う工事でグリーンベルトを設置するのは、現在補正予算を出しておりますイタリアンカフェの前の部分のみとなります。ほかの部分について、現時点では具体的な場所というのは計画はしておりません。

以上です。

（都市建設部参事兼道路課長）補足させていただきます。

今現在は予定はございませんが、教育委員会や自治振興課、あと警察と協議した上で、必要であれば引いていく考えはございます。

以上です。

（小泉）次に、23ページの駅施設等維持管理事業、先ほど秋谷委員のほうから質問があったケヤキの件なのですけれども、空洞化になっていると、もうその抜根ありきなのか、空洞化になっていると木自体がもう死んでしまっているという認識なのですか。それとも、まだこれから生えてくる、木を切っても生えてくる予定のものなのか、その辺ちょっと教えてもらっていいですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 今回の伐採に至る経緯なのですけれども、まずもって現況をうちのほうの職員が確認しました。その後、造園等に関する知見を有している職員はおりませんので、造園業者に現地を確認していただいたところ、延命措置の見込みはないというような見解から伐採の判断に至ったというようなところでございます。

以上です。

(小泉) もう延命はできないということだったのですけれども、そのもう伐採して抜根までということは、最初から抜根ありき、木がもう生えないということであれば、抜根ありきでという考えはなかったのですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 抜根をすることによって、最初から抜根することも可能かと思うのですけれども、根の及ぶ範囲が、もちろん地中ですので、その影響がどこまで及んでいるのかが現時点では未確認なので、とにかく根を残して伐採のみをさせてもらった後に、根が朽ちてから抜根するというようなことが最善な方法ではないかということから、今回は伐採のみというところにさせていただいているような状況でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委

員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 令和6年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(織田) 郵便料は今一般的に全部上がっておりますので、今回の値上がり補正はしようがないと思いますが、将来的に、要するにこの枚数考えますと、給水家庭全戸に郵送しているわけですよ、上下水道代だから。これ将来的に電子化にするというような考えはおありになるかどうかお聞きしたいのですけれども。

(上下水道部参事兼経營業務課長) 今織田委員からのご意見というのは、電子化に伴って郵券料の削減というお話かと思うのですけれども、まず全ての家庭には使用水量のお知らせというのは、ポストでまず検針員さんが入れております。郵券料はかかっておりません。まず、口座振替を利用していただいていることによって郵便物というのは基本的になくなります。ですので、基本的に口座振替をしていないお客様に主に納入通知書とかそういうものが送られています。そうした中で、今DXとか、その辺りの、いわゆるクレジットカードとかでも今あんまり口座振替通知というのは行っていない、あんまりはがきが来たりすることはないと思うのですけれども、やはり今我々のほうも口座振替を推奨しているのですけれども、どうしてもやはり納付書で納めたいという方が一定量おられます。そうした中で、やっぱりそこには税金と同じ納付をする一つの手続の納付書がついていますので、どうしてもその辺りは削られないところもありますので、まずは口座振替を積極的に導入を促して、なるべく郵券料が発生しないような形で事務を進めていきたいと思っていま

す。

以上です。

（織田） そうしますと、口座振替の方の分はお金はかかっていなくて、それで直接納付書で納める方の分に発送していて、それが郵券料が上がったのでお金がかかっているというお答えですよ。

（はいの声あり）

（織田） それで、口座振替の方が何件ぐらいで、それで納付書で払っている方がどれぐらいいらっしゃるか分かれば、そして全体的に電子化になった場合にはどれだけ、どちらのほうがかどれぐらい安く上がるかというようなことは試算とかはしていらっしゃるのでしょうか。

（上下水道部参事兼経營業務課長） 口座振替の戸数なのですけれども、約4万2,000戸の方が口座振替を利用しております。5年度末の給水戸数が約5万3,000軒ですので、そのうちの4万2,000軒、約8割の方が口座振替を利用しています。ですので、それ以外の方が納付書払いという形を取っております。先ほど試算というお話なのですけれども、どうしてもデジタル配信というかの切替えについては、ちょっと繰り返しになるのですけれども、納付という行為が出てきますので、金融機関、コンビニなどの納付、スマートフォン決済も実施はしているのですけれども、あくまでも納付書があってスマートフォン決済ができたりとか、コンビニでの支払いができるので、いずれにしても納入通知書の送付が必要ということなので、特に試算というのはいないので、まずは口座振替をしてもらう方を推進していくということを第一的にちょっと考えて業務を進めていきたいと思っています。

以上です。

（織田） よく分かりました。ただ、その納付書で納めている方に対して、スマホに水道、下水道の料金を配信するような、しますか、しませんかって、よくほかの買物しても、コンビニ払いにしますか、口座引き落とししますか、カード払いにしますかって、いろいろ選択肢ができるのですけれども、今後、その口座払いになっていない2割ぐらいの方は、恐らく口座払いにできない理由なんかもあるのかもしれないし、またそう

いったいどんな事情から、例えば口座払い以外の方に対して請求書をスマホに送りますか、送らないかとか、そういったような納付書を送らないで電子メールで送るようなことをしていこうというようなことは考えていませんか。

(上下水道部参事兼経營業務課長) 現時点ではその考えはないのですけれども、そういった、水道事業も全国的にありますので、いろんな先進事例とか、こういった業務の合理化による経費削減については、全国の水道事業体の状況を確認して、研究はしていきたいと思っています。以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第81号 令和6年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)、これについて原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時01分)



(開議 午後 2 時 1 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) それでは、議案第 82 号について、26 ページ、27 ページの中ほど、道路課の市道及び水路敷占用料についてお伺いいたします。

市内 J R 3 駅、駅前ロータリーの市道部分について、バス、タクシーとか、学校の送迎、企業等の送迎、バスの駐車場として利用されていますけれども、この部分について市道の占用の許可を出しているのか、そして占用料を徴収しているのか、初めに伺います。

(道路課副参事) お答えします。

鴻巣駅再開発地区ですけれども、占用許可を出したのは 1 件となっております。こちらは、地下電線と開閉器、低圧分電装置等で、合計 4 基となっております。駅ロータリーについては、地下分電装置につきましては駅広の中に合計 2 基で、トータルでは電線が 1,235 メーター、低圧分電装置等が合計で道路等も含めて 4 基の占用が出ている 1 件でございます。

以上です。

(矢島) バス、タクシー等の駐車標示がされていますけれども、この標示は誰がお金を支出しているのでしょうか。バス、タクシー、公共性の強い事業だというのは重々分かっていますけれども、それと実際に市道のある意味一定時間占用するというのは別問題だと思います。そういう観点でいえば、そのバスやタクシーが市道を一時的に占有することに対して、占用許可なり何かしらの市道の使用の許可というのは出さなくていいのでしょうか。2 点伺います。

(道路課副参事) お答えします。

バス路線やタクシーについては、運輸局に路線定期運行等の計画の乗合事業申請書によって許可されたものと捉えております。市や警察への申

請はされておられません。また、バスやタクシーの駐車位置等を示す道路標示につきましては、既存のバスやタクシーが利用していたところを、駅前広場の整備等に伴い、当時整備をしていた部署で整備したものと推測されます。

以上です。

(矢島) そういうふうには道路標示については推測されるということですが、実際に市がそういうバスやタクシーのために費用を支出しているわけですけれども、その支出をする根拠について伺ったのであって、再度その根拠について伺います。

(道路課副参事) こちらにつきましては、いつからという具体的な日付は分かりませんが、もともと鴻巣駅の広場等でタクシー乗り場もしくはバス乗り場等で使用していたところを、既存権を、駅広の再整備をすることで、場所を移して整備をし直したということでございます。以上です。

(矢島) 今既存権という言葉が出たのですが、ちょっと私もそこまでの調査はしていなかったもので、分からなかったのですけれども、いずれにいたしましてもバスやタクシーが市道の部分を一時的にも占用するわけです。一般のそこを通行する人とやはり何かしらの区別が必要なのではないかな、市として、行政として、道路を管理する者として。その観点から何もなくてもいいのですかという質問をしております。もしお答えいただけたら、適切な答弁をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 4 4 分)



(開議 午後 2 時 4 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課副参事) お答えします。

バス等の乗り合いについては、これは一時的な停車ということで、運転手もいる中で車の乗り降りをするということで、占用とは関わりのないものと考えております。

以上です。

(矢島)そこはバスやタクシーが優先的に使えるということなのでしょうが。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 4 6 分)



(開議 午後 2 時 4 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼道路課長) ロータリー等のバスの停留所の関係ですけれども、これはあくまで駐停車する、乗り降りする場所、位置を定めているだけのみであって、道路課のほうでは占用するバス停の関係は、ロータリーではなく市道のほうでは占用料は取っていないというふうな回答となります。ロータリーの中のバスプール等に関しましては、都市計画課さんのほうで答えいただく形になるかと思えます。

以上です。

(矢島) 私が質問しているのはロータリーの中の市道の部分で、そのプールの中の使用料は次に都市計に聞こうと思っていた部分なので、私があくまでも質問しているのは市道の部分です。

(都市建設部参事兼道路課長) すみません。市道の部分ですけれども、通常の車の乗り降りとか、そういうときに駐停車がございしますが、駐停車するには特に問題ないと、市道のほうには問題ないと考えております。よろしいですか。

(矢島) しつこくてすみません。道路ですので、ちょっと視点を変えて、バスやタクシーというのはそこで止めていても駐車違反にはならないということでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 市道に止まっているのはあくまでも停車、駐車ではなくて停車、一時的に止まる停車だと考えておりますけれども。なので、一般車両と同じように、止まるというのは特に問題ないものだと考えております。

以上です。

(矢島) 時々そのバスの運転手の方がトイレに行ったりとかしていますが、それも停車なのでしょうか。何が言いたいのかというと、そういうことも踏まえて何かしらの行政側からの許可というか、承諾なりとかをしておかないと、一般車両とは異なる扱いをしているのだよということにはならないのではないかなって私は思ったので、ちょっと回りくどい言い方をしてしまいましたけれども、そういう観点からちょっと質問をさせていただいたところでは。

(都市建設部長) 駅前のバス停留所等について、駅前ですから、当然鉄道あるいはバス等の交通結節点という位置づけがございます。乗換え等もございます。そのとき駅前ロータリー、あの広場をどう整理するかという中で、もともと鴻巣駅には東口はあのような形ではございませんでしたから、駅前を整理するに当たってどこの方面のどこの位置に、当然設計の中で様々な検討をして今のような形が出来上がったというふうに認識しております。その中、バスにつきましては何らかの許可というところは、現在道路課のほうでは出してはおりませんが、先ほど優先か否かというような話もございました。基本的には、あそこはバスの乗降のための一時的な停車というような認識の下、囲いがあったり、歩道側にはバスの停留所、屋根、そういうものも広場の整備の一環として行っておりますので、そこは優先か否かと言われた場合には、バスの乗降優先にという考え方がございます。

また、バス、公共交通とは別に、例えば車椅子の方、そういう方の乗降所も鴻巣駅の広場の中にはございます。既存のエルミのエレベーターに近いところに車椅子の方々が優先的に使う乗降所というようなものもございます。というように、道路課のほうで何か占用の許可を出すとか、そういうことはしてはおりませんが、駅整備のコンセプト、考え方の中でバスの停留所、公共交通の結節点並びに車椅子、そういう方々が乗り降りする場所、そういうものを区別したというような捉え方でおりますので、許可等は特段出してはおりません。

以上でございます。

(矢島) では、次に行きます。その下です。都市計画課所管の駅前広場

タクシー・バス駐車場使用料についてお伺いをします。

市内JR3駅の中で、それぞれの駅でタクシーポールの使用料を徴収していると思うのですが、その駐車場の使用料、それぞれの契約面積、それと1平米当たりの使用料について伺います。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) 矢島委員のご質問にお答えいたします。

まず、鴻巣駅は面積が314平米、1平米当たりの使用料は月額150円になります。

次に、北鴻巣駅ですが、面積が30平米、1平米当たりの使用料は月額135円です。

そして、吹上駅につきましては面積が140平米、1平米当たりの使用料が月額120円になります。

以上となります。

(矢島) この金額というのは、一般的な駐車場料金と比較してどのような認識を持っているのか伺います。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) お答えいたします。現在平米当たりの単価を申し上げたのですが、これを近隣の駐車場と比べると、安い設定にはなっていると思います。この金額の根拠なので、鴻巣市の行政財産の使用料に関する条例から金額を求めております。なおかつ、それに加えて駅前公共性を加味して、近隣の市町村の金額とも比較しながら金額を設定しておりますので、近隣に比べると安価になるかと思えます。

以上です。

(矢島) では次に、その関連で質問いたします。

北鴻巣駅前ロータリーではゼブラ帯を設けていると思います。通常は、ここは使用できない、ポールを設置してあって使用できません。ただ、このゼブラ帯、非常に大きなエリアを指定してありますが、ほとんど何も利用されていない。非常にもったいないのではないかなと考えます。なぜこんな広いエリアを使用できない部分として指定をしたのか、何か利活用というのは考えないのかお伺いしたいのですが、もちろん例えば

このところを一時的な駐車場に使ったらどうかという私もアイデアを持っているのですが、では一時的というのは何分何秒だとか、長時間止めている人の取締りのものはどうするのだとか、様々な複雑な問題が出てくるのは重々承知しています。また、歩道から道路を渡らなければならないという危険な部分もあるかと思うのですが、これだけの広いエリアを何の目的で設けたのかというのが非常に疑問に思います。しかも、ふだん全く利用されていない。この利活用、それから設置の目的についてお伺いをします。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）矢島委員のご質問にお答えいたします。

北鴻巣駅の東口のロータリーは、現在右回りの一方通行となっており、左側に駐停車できるスペースが確保されておりまして、左側に歩道も整備されておりまして、仮に右側に駐停車をしてしまうと、右側で人の出入りがあると、ロータリー内を人が横切ることなどが想定されていますので、歩車道分離をして駅広場内の安全面を考慮して、ゼブラ地帯ですか、こちらを設けております。

活用についてなのですが、ご指摘のとおりかなり広いエリアとなっておりますのですが、現在のところ、安全な空地、安全性を優先して、現状を維持することとしております。仮に有効活用する場合には、普通財産等への用途の変更なりの手続も必要になってくるかと思えます。

以上です。

（矢島）では、この件についてなのですが、最後ですけれども、私の勝手な想像だったのですが、あの造り方を見たときに、もしかすると駅の2階からペDESTリアンデッキでも造って、あそこに下ろすような計画でもあるのではないかなって勝手に想像したのですが、全くそんな計画はないということなのではないでしょうか。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）お答えいたします。

現在のところ、そのような計画はございません。

以上です。

(矢島) 次に、30ページ、31ページ、上段の建築住宅課所管の還付未済額について伺います。

この還付未済が発生した内容、どういう状況でこの還付未済が発生したのか、まずお伺いします。

(建築住宅課長) 30、31ページの開発許可等手数料の還付未済額の発生した内容ということでございますけれども、こちらは都市計画法の規定で、市は開発の許可を下ろした後、開発登録簿を作るのですが、そちらの登録簿を公衆に閲覧し、請求があったときはその写しを交付しなければならないということで、こちらの交付をしておるところですけれども、この開発登録簿の写しの交付申請において、交付申請手数料1件当たり470円の手数料なのですが、こちらの申請が2枚あった際に合計金額940円を納付していただくところ、誤って手数料970円を徴収してしまい、30円多く徴収し過ぎてしまったのですが、この徴収後に直ちにこの誤りに気づきまして、申請者に対して郵送による再三のご連絡を差し上げていたのですが、年度内に連絡を取ることができず、還付未済となってしまったものです。なお、その後連絡が取れまして、今年の8月の時点ではこの還付をしている状況になっております。

以上です。

(矢島) この還付未済、僅か30円かもしれませんが、30円の誤徴収があったわけですが、これが発生した理由というのはどういうことなのでしょう。例えばレジの中にそういう、この証明については幾らというのがもう設定されていて、掛ける2とすれば例えば自動的に合計金額が出るとかというふうにはなっていないのでしょうか。この発生した理由、単純に人間のヒューマンエラーなのかどうなのか伺います。

(建築住宅課長) この申請につきましては、窓口で受付をしまして、手数料の徴収につきましては申請ごとに担当者が納付書を作成し、その納付書を銀行でお支払いしていただいているというものです。発生した理由としては、この納付書を作成する際に担当のほうで金額の計算を誤ったということでございます。

以上です。

(矢島) 今後このようなエラーを出さないために、再発防止策、大げさかもしれませんがけれども、どのようなことに留意をして事務に当たっていくのか伺います。

(建築住宅課長) この納付書の発行は、市の会計システムを使用しておりますので、金額のほうの入力は手入力になってしまいます。このため、この納付書発行の際に窓口での金額の確認を徹底することが第一と考えております。今後は、発行した納付書を複数人で確認することや、申請者に納付書をお渡しする際に単価と件数について口頭でお伝えするなどをを行い、誤発行、誤納付を防止したいと考えております。以上です。

(矢島) 続きまして、64ページ、65ページの一番下段です。都市計画課所管の防鳥ネット設置工事負担金について伺います。説明があったのですが、その具体的な内容についてもう一度ご説明いただきたいと思っております。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) 矢島委員のご質問にお答えいたします。

具体的な内容といたしましては、鴻巣駅の自由通路、東側ですね、とエルミこうのすとのジョイント部分の下部、下の部分ですね、エルミこうのすの歩行者及び自転車用通路の上部、上のH鋼というところにハトが群れをなして、ハトのふんがその通路に落ちて衛生上問題があるため、市とエルミこうのすで協議をした結果、費用負担割合を決め、防鳥ネットの設置工事を市のほうで施工いたしました。工事前にエルミこうのす管理組合統括協議会と本工事の負担割合に関する覚書を締結いたしまして、その覚書に基づいてエルミこうのす管理組合統括協議会が負担金を市へ支払っていただいた負担金となります。

以上です。

(矢島) 若干歳入にも関係してきてしまう部分もあるのですけれども、この2分の1ということなのですからけれども、2分の1に落ち着いた話合いの内容、どのような交渉過程があったのか伺います。本来この部分、今の状況については本来どちらにその責任が帰属するのかというところ

については、しっかりと根拠を持って相手方と話し合いをしたのかどうか、その辺も伺います。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）お答えいたします。話し合いの過程において、本来であれば面積割合等正確な数値を使うべきところですが、面積比等正確な負担割合が出ないことから、両者話し合いにより市が50%、エルミこうのす管理組合統括協議会50%ということで両者合意に至りました。施工のほうにつきましては、市が全てを施工するという形で、施工後の管理につきましてはエルミ側、エルミこうのす管理組合統括協議会が行うということ覚書に記載しております。よって、今後の、今設置しておりますので、管理につきましてはエルミこうのす管理組合統括協議会が行っている次第です。以上です。

（矢島）負担割合が2分の1ずつ、50%、50%ということですが、話し合いで決まったと。この50%、50%が妥当なのかどうかというのは、誰がどのように判断してその2分の1、2分の1を決めたのか、誰々がと言う必要はないのですけれども、どのようにしてこの2分の1、2分の1が決まったのか。2分の1の根拠についてはどのようなものがあるのか伺います。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）こちらにつきましては、都市計画の私を含めた担当とエルミ側の担当者によって話し合いを持ちました。50%につきましては、逆に、先ほども申し上げたのですけれども、確たる根拠がないために、ここは折半が妥当ではないかということで、50%ずつの負担割合といたしました。以上です。

（矢島）そうなのです。確たる根拠はないのです。確たる根拠がなくて、担当者同士で50%、50%で話がまとまったから、いいねということにはならないのではないかな。何かしらのやっぱり根拠づけが必要なのではないかなと思うのですけれども、例えばです。例えば顧問弁護士に相談をして、この辺の負担割合については一般的に法的にはどうなのだろうとか、そういう相談をされたのかどうか、その上で決定されたのか

どうかということをお伺いしたいと思います。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) お答えいたします。

弁護士等の法的な根拠についての相談については、いたしておりません。あくまでもちょっと担当内での話合いとなりました。以上です。

(矢島) 今の答弁で、もちろん上司である皆さん方は承知の上だと思っておりますけれども、それで問題はないということによろしいのでしょうか。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事) お答えいたします。

話合いについては担当ベースでしておるのですが、内部的な市のオーソライズ、決裁を得た上でこれは覚書を締結しているので、市の内部についてはオーソライズがされているという認識であります。以上です。

(矢島) では次に、歳出に入ります。

268ページ、269ページ、中段の道路課所管の道路台帳修正委託料について伺います。この委託料についての算出の根拠、委託先、それから契約はどのような形で契約をしているのか、それとあと作業内容、どのような作業内容があるのか、この件について伺います。

(道路課副参事) お答えします。

まず、算出根拠でございますが、前年度の市道の認定及び廃止、道路改良工事等により道路幅員や道路附属物等が更新された箇所を数量を基に、埼玉県歩掛かり等や単価などを基に積算して算出しております。続きまして、委託先ですが、令和5年度は3件の業務委託を発注しております。1つ目として、官民境界確定済み区域、こちらは国際航業株式会社埼玉支店、川里地域の委託先は株式会社日研コンサル鴻巣営業所、鴻巣吹上地区の委託先は昭和株式会社鴻巣営業所となっております。続きまして、契約方法ですが、令和5年度の官民境界確定済み区域及び川里地域の案件につきましては、設計額が1,000万未満のため、指名競争入札で契約しております。鴻巣吹上地区につきましては、設計額が1,000万を超えるため、一般競争入札による契約となっております。最後に、作業内容でございますが、主な作業内容では、現地に入る前に

現地の情報の収集を行った上で現地に入り、道路の延長や幅員、道路形状等の測量、側溝や安全施設などの道路附属物の確認等を行い、その測量及び調査データを基に道路台帳調書を作成し、道路課で使用している道路管理システムの更新を行う作業となっております。

以上です。

（矢島）指名競争入札、一般競争入札ということですが、業者は毎年毎年替わっているのでしょうか、それともほぼほぼ替わらずに同じ業者がずっと受託をしているのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）では、私のほうから答弁させていただきます。

こちらの業者さんですが、令和5年、昨年度ですね、4年、3年につきましては、同業者が各エリアを担当して請け負っております。令和2年度におきましては、一般競争のほうで鴻巣吹上地域のところに1者違うところが入っております。

以上です。

（矢島）続いて、先ほどの説明の中にあつたのですけれども、道路台帳を更新するに当たって現地の測量をされているという説明があつたかと思うのですが、工事に入る前も必ず測量というのは行われるのではないかなと思います。なぜ2回測量を行わなければならないのか、もちろん計画の段階と実際に終わった段階でしっかりとチェックする必要があるのは分かるのですけれども、同じ作業を2度やっていることになります。要は重複した部分が無駄なのではないかなという感じがするのですけれども、この辺はうまく調整をして、重複する部分については作業的なものは行わずに済むような方法というのは取れないのでしょうか。伺います。

（道路課副参事）お答えします。

工事前に行われる境界測量により官民境界が確定され、境界図を基に工事設計が行われ、現地の工事が実施されます。一方で、台帳修正業務の際は修正箇所の実地測量を実施するため、同じ場所が重複として測量されることとなります。

以上です。

(矢島) やっぱりこれはしなければならぬ義務づけなのではないでしょうか。

(道路課副参事) 工事前に行われる測量成果を活用することにより省略することは考えられますが、設置された基準点は路面工事の際に撤去されることもあり、復旧を要すること、工事後の側溝等や拡幅に伴う家屋等の現況図の作成を要すること、また工事の変更や施工の修正等により設計図等の乖離等の理由から、結果として現地の測量は必要となります。なお、事業者を確認したところ、区画整理事業や市街地整備事業など、面的に一体となった測量座標の成果がある場合に限っては、基準点や境界点の成果座標を活用することで測量業務の一部を省くことも可能との回答は得ております。北新宿地内の区画整理事業及び市街地整備事業を行う場合は、削減が図れる可能性もあると考えております。

以上です。

(矢島) この測量事務、重複している部分については割愛できる場合もあるということなのですかけれども、その辺の確認というのは業者任せなのではないでしょうか。この辺は割愛できるのではないかと、重複しているので、行わなくてもいいのではないかとするのは、行政側のほうから業者のほうにお話というのはしているのでしょうか。何が言いたいのかというと、行政側でそれだけのチェックをしっかりとしているのかどうかということ伺います。

(道路課副参事) お答えします。

基準点等につきまして、任意の基準点もしくは公共の基準点を使う場合がございます。場合によって異なりますので、状況によって変わってくるものと考えられます。

以上です。

(矢島) では、次に270ページ、71ページ、中段より少し下の後退用地測量分筆等補償事業について伺います。

この事業の事業内容、それからこの事業を行うことによって行政側としては何を期待をしているのか、その効果、それと何件この補償を行ったのか伺います。

(建築住宅課長) 事業の内容、期待している効果、件数ということでございますが、後退用地測量分筆等補償事業は、平成9年に制定された鴻巣市建築行為に関わる後退用地整備要綱の規定により、建築主が建築基準法第42条2項に規定される、いわゆる2項道路に接する敷地で建築を行う場合に、後退用地の分筆登記を行った後、市の求めに応じて鴻巣市市道等寄附受入れ要綱に基づく寄附を行った場合に、その分筆等に要した費用の一部を補償費として最大10万円を限度に予算の範囲内で交付するというものです。

期待される効果ですけれども、2項道路の後退用地を市道として管理することで永続的に4メートルの道路幅員を確保でき、人や車の通行の円滑化、それと災害時の緊急車両の経路の確保、また日当たりや風通しなどの点で周辺環境の向上が期待できます。

申請件数につきましては、令和5年度は6件と例年より少なくなっておりますが、令和4年度は17件、令和3年度は18件で、これまで毎年おおむね20件前後の申請がございます。

以上です。

(矢島) 私の受け止め方なのかもしれないのですがけれども、以前少しこの件について質疑させてもらったことがあったのですがけれども、内容から見てこれ補償なのかどうかということ、そのときもこの補償という名称の扱い方について適切なのかどうかという話をさせていただいたのでありますが、内容的に見てこれ補償なのでしょうか。伺います。

(建築住宅課長) 予算の事業名で使われている補償費という名称が適切かについては、要綱において補償費を交付するとなっていることから、事務事業名や会計科目の名称においても補償費が使われているものです。制定からかなりの期間が経過していることから、当時この文言が使われた意図についてはちょっと明らかにはなっているところではないのですが、しかし要綱の本来の目的が建築主等の理解と協力の下、建築行為に関わる後退用地を道路として整備し、地域の生活環境の向上を図ることを目的とするということとされており、本来自由意思に基づく寄附を市が建築主に求めて金銭的な負担をおかけし、その費用の一部を補

償費として、その一部を一般的に損害ですとか損失を補って償うという意味に使われる補償費とすることは、委員ご指摘のとおり、要綱の目的にそぐわない部分があると思われまます。このことから、今後この要綱の名称や内容をはじめ、事業名や会計科目につきましても、他市などの事例などを参考に、より適切な名称や内容となるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（矢島）前向きな回答でしたが、この事業をより魅力的にして、市民の皆さんから使ってみようと思えるような事業にするために、より効果を上げるための方策というのは何かお考えがあるのでしょうか。

（建築住宅課長）魅力的な事業として市民の方が使ってみようと思えるような事業にはどうしたらいいのかというご質問ですけれども、本制度を活用し、市に寄附していただくことで、長期的には道路が拡幅されることで周辺環境の向上が期待されます。また、そのための費用負担についても軽減が図れるということから、所有者の方にとってもメリットのある、魅力のある事業であると捉えております。より効果を上げるために、これまでも窓口では、道路後退が必要な案件の相談の際は建築主の代理人の方などに制度の説明を行ってききましたが、市民の皆様がもっと使ってみようと思えるような市民目線での寄附のメリットなどを広報していくことが重要と考えておりますので、今後は市のホームページや広報などを見直すなどしながら情報発信をしていきたいと考えております。

以上です。

（矢島）次に、284ページ、285ページ、都市計画課所管の委託料のオープンセレモニーの委託料について伺います。

このイベントは、悪天候のために実際には実施されなかったわけですが、やはり事前の準備等々があつて、これだけの委託料は当然相手方に支払わなければならなかったものとは思うのですけれども、どこに委託をされたのか、どういうことを期待した、委託の効果、それからどうしてこれを委託をしなければならなかったのか、この必要性について

お伺いをいたします。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

委託先につきましては、株式会社フラワーコミュニティ放送、いわゆるフラワーラジオさんのほうにお願いをさせていただきました。

それと、委託の効果でございますけれども、まず委託の内容についてご説明させていただきます。内容といたしましては、司会、音響、会場設営を主としたものでございます。効果といたしましては、委託により職員の労力の削減と負担軽減並びにイベント全体のスムーズな運営が図られるものと考えております。仮に直営で行う場合につきましては、事前準備等に伴います資材、機材の手配、前日の運搬、設置、運営、片づけなどに従事する職員の手配、これは都市計画課の範囲外にも及ぶことが当然懸念されます。こういったことから、効果としては十分にあるのかなというふうに捉えております。

また、その必要性についてでございますけれども、会場設営に伴う事前準備、当日準備や当日の進行を委託することで、当然職員の人数も削減もされることもありますし、当日は他の業務に専念することもできることから、他課の職員の応援を要することなく都市計画課内で処理することが可能となることが想定されます。さらに、経験豊富な方が司会を行うことでスムーズな進行が行えるなど、委託の必要性はあるものというふうに捉えております。

以上です。

（矢島）それでは、もしイベントが実施された場合には支払い額は幾らになったのかということと、イベントが中止になったことによってどの部分の経費が除外されたのか、その場合の費用負担については契約書の中ではどのようにうたわれたのかについて伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えします。

イベントが実施された場合の支払い総額ですが、これは49万5,000円で税込みとなります。

どの部分が経費から除外されたのかということをございますけれども、これは前日の悪天候によって当日イベントができなかったということをございます。したがいまして、事前の準備にはもう着手しておりましたので、当日の司会の料金が削減されたものをございまして、この費用が4万9,500円、変更後の契約金額が44万5,500円でありまして、結果として、当初が49万5,000円をございましたので、4万9,500円が削減されたものをございます。減額の理由といたしましては、先ほども触れましたけれども、式典の前日が台風の影響による降雨によりまして式典を中止したことが原因で当日の司会の費用相当分を減額したものでございます。

また、中止の場合の契約内容についてでございますが、契約書には業務の内容の変更、中止等の条文があり、発注者は必要があるときは業務の内容を変更し、または業務の実施を一時中止することができるかとあります。これは、業務の変更、例えば履行期間の変更などや一時中止、ここでいう中止は業務の中断というふうに捉えるべきだと思いますが、これを指しているものと解釈しております。また、変更に伴います委託料につきましては、発注者と受注者で協議をし、かつ書面をもって定めることとされております。今回は、当日のイベントが中止により業務内容を一部変更したものでございまして、変更契約は締結しているものでございます。

以上です。

（矢島）今回この金額でしたけれども、様々なイベントというのが実施されるわけで、当然天候によっては実施されない場合があるわけですが、その場合でもやはり費用負担、委託料というのは発生するわけなのですが、そういったことに備えるイベント保険みたいなものというのはあるのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えします。

こちらにつきましては、損害保険会社に照会をかけさせていただきました。確認させていただいたところ、その損害保険会社につきましては興

行中止保険というものがございました。内容につきましては、予定していたイベントが天候等によりやむを得ず中止となった場合に、主催者が支出しました広告宣伝費や会場設営費などが保険の対象になるということでもございました。本件、今回につきましては当然このような保険には未加入でございまして、行政側がこういったものに加入するか否かの判断というものもあるかと思いますが、そもそも考えるに至りましては、興行主というものは恐らくチケット販売なんかを事前に行っていて、当日が中止になれば、その払戻しとかがあるかと思うのです。そういったイベントに限っては、こういった保険に入るメリットはあるのかなと思います。一方で、今回本市が企画した式典につきましては、あくまでお客さんをお招きして使用料をもらうですとか、イベントの閲覧料をもらうとか、そういったことではなくて、式典を行うということが目的でございまして、契約自体は、結果として当日は中止になりましたけれども、契約行為自体は生きていたということから変更契約を締結して、その変更後の金額をお支払いさせていただいたというところでございます。以上です。

（矢島）続いて、292ページ、293ページ、下段の下水道課所管の需用費です。施設修繕料について伺います。

この施設修繕料の修繕内容について初めに伺います。

（下水道課長）お答えします。

一般下水道維持管理事業の施設修繕料の需用費の決算額1,015万250円の内容につきましては、主なものとしまして一般下水道の集水ますや人孔の蓋を交換する修繕を10件施工しており、契約額の合計は838万5,850円でした。この修繕により46個のますの蓋が交換されました。そのほか、一般下水道施設の老朽化による修繕が3件あり、また水路敷の防草対策のため、コンクリートの打設工事を1件施工しております。

以上です。

（委員長）では、本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。あしたは午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 3 時 3 4 分)